

本日の会議に付した事件

令和3年第4回山元町議会臨時会

令和3年11月30日（火）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 報告第14号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 5 報告第15号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 6 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度山元町一般会計補正予算・専決第1号）
日程第 7 議案第51号 令和2年度（繰）社総交（復興）請9号 頭無西牛橋線舗装工事請負契約の締結について
日程第 8 議案第52号 令和3年度 交通安全施設補助請1号 大平牛橋線橋田橋下部工工事請負契約の変更について
日程第 9 議案第53号 令和3年度山元町一般会計補正予算（第4号）
日程第10 議案第54号 令和3年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）

午前10時00分 開 議

議長（岩佐哲也君）ただいまから令和3年第4回山元町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

会計管理者兼町民生活課長佐藤繁樹君から、本臨時会を欠席する旨の届があります。代わりに担当班長が代理で説明員として出席しますので、ご了解を賜りたいと思います。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、6番高橋眞理子君、7番竹内和彦君を指名します。

議長（岩佐哲也君）日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

会期は本日1日限りに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）これから、議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご覧願います。
以上で、議長諸報告を終わります。

議長（岩佐哲也君） 日程第3．提出議案の説明を求めます。

この際、今臨時会に提出された議案等7件を山元町議会先例66番により一括議題とします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。改めておはようございます。提案理由を申し上げます。

本日ここに、令和3年第4回山元町議会臨時会が開会され、各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係についてであります。報告第14号及び第15号の専決処分の報告については、(仮称)新浜諏訪原線道路改良工事及び頭無西牛橋線交差点改良工事について、施工内容や数量等に軽微な変更が生じたことに伴い、変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

次に、急施専決処分に係る承認議案についてであります。承認第11号令和3年度山元町一般会計補正予算（専決第1号）については、コロナ感染症対策として、3回目の追加ワクチン接種実施に伴うシステム改修及びクーポン作成委託料等の経費を補正予算として専決処分したものであり、議会の承認を求めるものであります。

次に、予算外の議決議案についてであります。議案第51号については、頭無西牛橋線舗装工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

議案第52号については、大平牛橋線橋田橋下部工工事について、施工内容の一部に変更が生じ、工事費が減額となることから、変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、補正予算関係議案についてであります。議案第53号令和3年度山元町一般会計補正予算（第4号）(案)については、新型コロナウイルスの影響による令和3年産米価の大幅な下落に伴い、収入が減少している稲作農家に対し、経営の安定化と営農意欲の維持を図るための支援金を計上したほか、不特定多数の利用客が一定時間滞在し、かつ利用客に直接的に接する業種で特にコロナ感染拡大の危険性が高いと思慮されるタクシー事業者及び理美容事業者の車内または店舗内の飛沫感染対策や換気対策に対し補助するなど、町独自の各種支援に関する経費を計上しております。

以上、ただいま申し上げました歳出予算に見合う財源としては、国・県支出金等を増額するとともに、最終的な財源調整として財政調整基金の取崩しを増額措置した結果、今回の補正額は、約2,500万円を増額するものであります。

次に、議案第54号令和3年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）(案)についてであります。コロナ感染症対策支援に係る家庭用の水道料金減免及び事業者等への支援金の確定に伴い減額するものであります。今回の補正額は収益的収入を約900万円減額し、収益的支出を約800万円減額するものであります。

以上、令和3年第4回山元町議会臨時会に提出しております議案の概要についてご説

明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課長に説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）以上で提出議案の説明を終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第４．報告第１４号を議題とします。

本件について報告を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。報告第１４号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

資料No. 1、議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、(仮称)新浜諏訪原線道路改良工事に、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものであります。

特に変更のあった部分に関してご説明いたします。

初めに、3、契約金額、原契約額2億6,836万7,000円に対しまして、300万7,400円を増額し、2億7,137万4,400円に変更したもので、1.12パーセントの増となります。

5、工事の概要、変更分につきましては、原契約、地盤改良工、セメント混合処理、Aイコールゼロ平米。

変更、地盤改良工、セメント混合処理、Aイコール1,225平米の増となります。

その理由といたしましては、路床盛り土の施工区間において、段階確認を実施したところ、路床面にたわみが確認されたことから、その影響範囲区間175メートル、町道合戦原下郷線から約30メートル移動から戸花山までの区間について、地盤改良工を増工したものでございます。

以上で報告第14号の報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）報告第14号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第5．報告第15号を議題とします。

本件について報告を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。報告第15号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

資料No. 2、議案の概要をご覧ください。

提案理由であります。頭無西牛橋線交差点改良工事に、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものであります。

特に変更のあった部分に関してご説明いたします。

初めに、3、契約金額、原契約額7,925万5,000円に対しまして、207万3,500円を増額し、8,132万8,500円に変更したもので、2.62パーセント増となります。

5、工事の概要、変更分につきましては、原契約、構造物取壊し、コンクリート、Vイコール41立米、構造物がら処分コンクリート、Vイコール105トン、木くず等処分Vイコールゼロ立米に対しまして、変更、構造物取壊しコンクリート、Vイコール74立米、33立米増、構造物がら処分コンクリートVイコール183トン、78トン増、木くず等処分Vイコール5立米増となります。

その理由につきましては、当初設計において、旧 J R 常磐線軌道敷内の既設横断水路等の構造物撤去を計上しておりましたが、現地掘削時に、地中の状況を確認したところ、枕木等の木くずや擁壁等の構造物が存置されていることが判明し、想定よりも多くの撤去や処分が必要となったことから、構造物取壊し及び処分を増工したものであります。

以上で報告第 15 号の報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）報告第 15 号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第 6、承認第 11 号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、承認第 11 号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

令和 3 年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めます。

1 枚おめくり願います。

専決処分書でございます。

令和 3 年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので、地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分しております。

財源調整等必要最小限での範囲での補正予算として、令和 3 年 10 月 22 日付で専決処分を行ったものでございます。

さらにもう一枚おめくり願います。

令和 3 年度山元町一般会計補正予算・専決第 1 号でございます。

今回の補正の規模は、歳入歳出それぞれ 1, 106 万 6, 000 円を増額し、総額を 88 億 2, 731 万 7, 000 円とするものでございます。

それでは、歳出予算につきまして主なものをご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

第 4 款衛生費第 1 項保健衛生費第 2 目予防費といたしまして、1, 106 万 6, 000 円を増額しております。こちらにつきましては、コロナ感染症対策として 3 回目のワクチン接種実施に伴い早急に財政の確保が必要となるコールセンター業務委託料やシステム改修及びワクチンクーポン作成業務委託料等の経費を計上するものでございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

次に、歳入予算につきましてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

第 19 款繰入金第 2 項基金繰入金第 1 目基金繰入金でございますが、1, 106 万 6, 000 円増額しております。

以上が歳入予算の内容でございます。

以上が補正予算の内容となります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから承認第11号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度山元町一般会計補正予算・専決第1号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第11号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）日程第7. 議案第51号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。議案第51号令和2年度（繰）社総交（復興）請9号 頭無西牛橋線舗装工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

資料No.3 議案の概要をご覧ください。

提案理由であります。頭無西牛橋線舗装工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

内容は、下記のとおりとなります。

- 1、契約の目的、記載のとおり。
- 2、契約の方法、条件付一般競争入札。
- 3、契約金額、9,583万7,500円、落札率89.08パーセント。
- 4、契約の相手方、株式会社エス・ケイ・ディ仙台支店。

5、工事の場所、花釜地内。別紙参照をご覧ください。裏面に、頭無西牛橋線進捗状況説明図を添付しております。下のほうに旗揚げされております議案対象工事発注箇所という旗揚げがございます。これは旧山下駅前後の舗装工事を行うものでございます。

資料のほうにお戻りください。

6、工事の概要、施工延長レイコール1,92メートル、のり面工、防草シート、Aイコール1,020平米、排水構造物工一式、舗装工、表層、車道、Aイコール5,648平米他、縁石工、レイコール538メートル、区画線工一式、防護柵工、ガードレールレイコール23メートル他、道路付属施設工一式であります。

- 7、工期、議決を受けた日の翌日から令和4年3月28日までとなります。

以上で議案第51号の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい。今説明を受けました。県道との交差部ですよね。ここの箇所においてはですね、交通安全、事故防止から、そして利用者の立場からしてですね、立場を考慮し、県との協議をきちんとしていただきたいというふうに思っております。というのは、この県道の交差部、この十字路の東側に右折をしようと思ったときに、大型バス、右折

できません。そういうふうなことも鑑みまして、きちっとしたものにしていただかないと、慰霊碑から、せっかく山元町においでいただいて、あそこの慰霊碑のところからですね、今年の3月に完成したこの県道相馬互理線ですね、この部分について出ようと思うと出れないんです。南から出ようと思っても、狭くて出れません。そういうことからして、きちんと話し合いをしてですね、進めていただきたいということを求めておきます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。大地の塔のほうに曲がるようにですね、曲がれないというお話は伺っておりましたので、所轄の互理警察署さんですね、協議もしながらですね、ちょっと我々としてもどのようなことができるのかというところを県の土木事務所とも調整しながら進めていきたいと思っております。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第51号令和2年度（繰）社総交（復興）請9号 頭無西牛橋線舗装工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第8. 議案第52号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。議案第52号令和3年度 交通安全施設補助請1号 大平牛橋線橋田橋下部工工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

資料No.4 議案の概要をご覧ください。

提案理由であります。大平牛橋線橋田橋下部工工事請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

特に変更のあった部分に関してご説明いたします。

初めに、3、契約金額、原契約額1億5,136万8,800円に対しまして、2,293万9,400円を減額し、1億2,842万9,400円に変更したもので、15.15パーセント減となります。

5、変更の概要、工事の概要、変更分につきましては、原契約、構造物取壊し工、Vイコール108立米、のり覆い護岸工、平ブロック張り、Aイコール404平米、仮設工鋼矢板打ち込み、Nイコール208枚、大型土のうNイコール120袋に対しまして、変更、構造物取壊し工、Vイコール19立米、89立米減、のり覆い護岸工平ブロック張りAイコール94平米、310平米減、仮設工鋼矢板打ち込みNイコール188枚、

20枚減、大型土のうNイコールゼロ袋、120袋減。その理由につきましては、当初設計において既設橋台と承水路の護岸ブロック撤去及び設置を計上しておりましたが、現地を掘削し、状況を確認した結果、当初想定する橋台形状が異なったことにより、構造物取壊し範囲や数量に変更が生じたため、構造物取壊し工、のり覆い護岸工及び仮設工事を減工するものであります。

詳細の図面につきましては、1ページめくっていただいて、大平牛橋線橋田橋旧橋下部工説明図という資料を添付しております。左下の横断図を見ていただくと、当初設計では、黄色いハッチがかかっている部分が当初想定していた橋台の形状となります。

施工のステップといたしましては、①の桁撤去、上部工の撤去をいたしまして、鋼矢板を打ち込んで河川、承水路の閉め切りを行います。その後、護岸撤去を行って、4番、橋台撤去を行って、5番、新設橋台設置というステップを踏む予定でございました。右に移っていただいて、右下の横断図変更計画では、上部工を撤去してですね、下部工の状況を確認したところ、形状が黄色い部分とパイルベント基礎の形状となっております。そのため、①の橋台形状の変更ということで、橋台の撤去ボリュームが108立米から19立米に変更となりました。その後、②のですね、橋台形状の変更に伴い、既設護岸の撤去が不要になったため、のり覆い護岸工の数量の変更がありました。これでAイコール404平米から94平米に減工となります。

③既設護岸を撤去する必要がなくなったことに伴い、鋼矢板打ち込みの位置及び各種数量の変更がありました。鋼矢板Nイコール208枚から188枚、大型土のうがNイコール120袋からゼロ袋となり、仮設工法の変更に伴い数量も変更となっております。

資料にお戻りいただき、以上で、議案第52号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

11番（菊地康彦君）はい。今説明があったわけですがけれども、この変更の計画の中で、護岸、既設の護岸がですね、撤去必要なくなったということなんですけれども、この耐久性は大丈夫なんでしょうか。前に造っていて、それに今回の修正を加えるということですが、何年かたっている護岸だと思うんですけども、その辺をお伺いします。

建設課長（千葉佳和君）この橋台、橋梁自体がですね、建設されたのが昭和51年の建設となっております。その際にですね、同時に護岸も設置されたものと推測されるんですけども、基本的に現状を確認しますと、構造物には異常がないことが確認されておりますので、そのまま利用できるものと考えております。もし、今後ですね、護岸に異常等が発生いたしましたら、災害復旧等とか、修繕等で対応していきたいと考えております。以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

10番（阿部 均君）はい。もうこの変更計画の減額修正にしては15.15パーセント、2,290万円という金額も非常に大きいわけでありまして、この調査設計の段階でね、非常にいいあんばいと、言葉悪いですが、きちんと調査をしないでね、設計をされたというような部分も見受けられるんですが、今後ですね、やっぱりあの橋梁関係を特にですね、長寿命化といいますか、そういうふうな部分で非常にこれ山元町にも膨大な部分、いろんな橋梁があると思いますけれども、そういう部分でやっぱりどのような工事をどのよ

うな部分に形状になっているのかというのは、やっぱり何年たってもですね、きちんとある程度可視化できるようにやっぱり設計図、それからいろいろな部分をきちんと保存する必要があるかと思えますけれども、これは51年ということで、そういうような部分で全く前のですね、現状をきちんと見るような設計図なり、いろいろな部分というのは全く町にはなかったのかどうか確認したいと思えます。

建設課長（千葉佳和君）この橋田橋の設計を進める際に、既存の資料というのをどのようなものがあるかということ資料を集めたんですけども、当時の橋梁台帳というのが残っておりまして、そこで資料はあったんですけども、橋台の形状等を示すような資料が全く残ってございませんでした。建設が昭和51年でございます、台帳を調製したのが昭和62年と、10年後に台帳を整備されているような形でしたので、ちょっと当時の資料が見当たらなかったのが原因なのかなと考えております。

今回、その橋台の形状も推定したのは、地質、ボーリング調査を行ってございまして、地盤が比較的よいということが分かってございましたので、そこで一般的な重力式の橋台であるということ推定して、設計は進めてきたところでございます。

今後も長寿命化、橋梁の長寿命化計画とかで点検とかしてございますので、資料等の収集には努めていきたいと考えております。

10番（阿部 均君）はい。そういうふうな部分で、形状を示すものが存在しなかったという今課長の答弁でありますけれども、今後のことを考えますとですね、きちんとそういうふうな今後のね、いろいろな部分の資料はですね、きちんと長期保管といいますか、そういうふうなできる体制をですね、ぜひとも構築していただきたいと思えます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第52号令和3年度 交通安全施設補助請1号 大平牛橋線橋田橋下部工工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第9. 議案第53号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、議案第53号令和3年度山元町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ2,484万1,000円を増額し、総額を88億5,215万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明いたします。

議案書の6ページをお開きください。

初めに、第2款総務費第1項総務管理費第16目町民バス事業費といたしまして、99万4,000円を増額しております。こちらにつきましては、不特定多数の利用客が一定時間密閉した車内に滞在するタクシーの車内におけるコロナ感染症の拡大予防として、飛沫感染対策や換気対策を講じる町内のタクシー事業者に対する支援を実施するものでございます。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第3目環境衛生費といたしまして、265万7,000円を増額しております。こちらにつきましては、不特定多数の利用客が一定時間滞在し、利用客に直接的に接する理美容の店舗内におけるコロナ感染症の拡大予防として、換気対策を講じる理美容事業者に対する支援を実施するものでございます。

次に、第9目上水道管理費といたしまして、901万7,000円を減額しております。こちらにつきましては、コロナ感染症対策支援として実施した家庭用水道料金減免事業及び事業者等水道料金支援事業の実績確定に伴うものでございます。なお、これらの事業の財源としておりました県支出金の一部につきましては、この後ご説明いたします米価下落稲作経営農家支援対策事業支援金の財源に繰替えしております。

次に、第9款、失礼いたしました。次に第6款農林水産業費第1項農業費第6目食料自給総合対策費といたしまして、3,020万7,000円を増額しております。こちらにつきましては、コロナ感染症拡大の影響で米価の大幅な下落が生じている状況を踏まえ、主食用米を作付する稲作農業者の経営の安定化と営農意欲の維持を図るため、米価下落に伴う減収支援をするものでございます。財源は国庫支出金、県支出金及び諸収入でございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

次に、歳入予算につきましてご説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

第15款国庫支出金及び第16款県支出金でございますが、国庫支出金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、県支出金として第3期新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金を受け入れるものでございます。

第19款繰入金でございますが、財源調整のため財政調整基金を取り崩しております。

第21款諸収入でございますが、公益財団法人宮城県市町村振興協会から交付される市町村新型コロナウイルス感染防止事業支援金を受け入れるものでございます。

以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

以上が第4号補正予算案の内容でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありますか。

10番（阿部 均君）はい。6款農林水産業費の食料自給総合対策費のこの米価下落に対する支援金でございますけれども、これは新たにですね、手続なり申請なりをしなければ支給対象にならないのか、それともJA等でですね保有しているデータ等を利用して支給をされるのか、その辺を確認したいと思ひます。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。ただいまのご質問でございますが、基本的には議員おっしゃるとおり主食用米のですね、作付計画書を基に対象者のほうを絞ってございますので、その方にですね、ご通知は差し上げるようになります。ただ、販売の状況については農家の方いろいろあるものですから、申請書につきましては、提出いただくような形になろうかと思えます。以上でございます。

10番（阿部 均君）はい。今の課長の答弁ですと、JAのデータも利用すると、しかしながら申請手続もしていただくということですね。はい、分かりました。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

11番（菊地康彦君）はい。同じくですね、今の農林水産業費の食料自給総合対策費についてですね、ご質問したいと思えます。このたびですね、町当局担当課にですね、最善の努力をしていただき、早急な対応をいただきましたことをこの場をお借りしまして、御礼を申し上げます。

そこでなんですが、10アール当たり4,300円の支援ということなんですが、農家側とすれば、実質10アール当たりの減収は二万五、六千円前後の減収となっております。そして、各市町村も見ますと、次期作支援だったり、減収支援ということで今日の新聞を見ますと仙南も2市6町が決定しているということで、次々町独自のですね、支援に踏み切っているわけです。ここで町長にお伺いしたいんですが、まだですね、国としての直接的な支援がまだ明確にされておられません。農業全体だったり、その後に対しての方向性は出しておるんですけども、やはりこの25パーセントの単価下落を受けて、国としてですね、何らかの対策は取るべきと思えますが、これは今後の話になりますけれども、もしそういったですね、国の対策が取られた場合、町としてその支援を受けて、さらに上積みする考えはあるのかどうかお聞きしたいと思えます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。国のこの経済対策が大きな方向性が示されておりますが、まだ、その具体的な支援内容についてはこれからの判明ということになろうかなというふうに考えております。今回の米価下落、そしてまた背景に含まれております燃油等の高騰関係の対応とですね、農業なり、漁業を取り巻く環境が非常に厳しいものがございますので、町といたしましては、やはり国の支援策を踏まえ、あるいは県内の各自治体の状況をしっかりと見極めながらですね、町としても応分のご支援を申し上げなければならないというふうに基本的には思っているところでございます。今の段階ですと、国の支援スキームが判明しない段階ですと、さらなるかさ上げ支援というふうな部分についてはもう少し制度を、支援制度をですね、把握してから改めて検討申し上げ、県内の自治体なり、全国の自治体と比較してもですね、遜色のない形に持っていかなくちゃないだろうというふうには考えているところでございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい。財源なんですが、衛生費の800万円を減額して、下に充てているということなんですが、これは目的違うんですが、その補助金だからいろいろ目的があるに対しての補助というふうに考えたときに、これを自由にそっちさ回せる性格のものなのかどうかを確認します。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。こちらの財源につきましては、今回県のほうからコロナ対策ということで事業者支援の市町村向けの補助金が来たということで、それに伴いまして先般、水道料金の減免の事業に充てたわけでございますが、実績確定に伴いまして、

そちらのほうが補助金のほうが余剰分が出たという部分がございましたので、それについて今回改めて事業者、農家支援ということでの補助金に振替えをさせていただいたということがございますので、目的につきましては事業者支援ということで問題なく使わせていただくというような内容でございます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君） これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君） これから議案第53号令和3年度山元町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君） 続きまして、日程第10．議案第54号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（齋藤 剛君） はい、議長。議案第54号令和3年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款水道事業収益2項営業外収益において901万7,000円を減額措置しております。新型コロナウイルス感染症対策支援事業として、家庭用水道料金の減免に要する経費及び事業者支援に要する経費として、一般会計から補助金を措置しておりますが、事業完了に伴い精算するものであります。

内訳として、水道料金の基本料金減免分として65万1,000円、減免に伴う経費として16万4,000円、事業者等水道料金支援に要する支援金として822万5,000円をそれぞれ減額し、支援金支給に伴う経費として2万3,000円を措置しております。

なお、家庭用水道料金減免の実績につきましては、4,688件、事業者支援金の実績は47件でございました。

次に、支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用4目総がかり費の16万4,000円の減額は、家庭用水道料金減免に伴う対応経費の確定により措置するものであります。

次に、2項営業外費用3目雑支出であります。事業者への支援金事業が確定したことにより822万5,000円を減額措置するものです。

それでは、最初のページにお戻りください。

第2条予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款水道事業収益を901万7,000円減額し、総額4億3,631万4,000円とするものです。

支出、第1款水道事業費を838万9,000円減額し、総額3億7,534万6,000円とするものです。

第3条予算第9条中、他会計から繰入れする金額を記載のとおり改めるものです。

以上で議案第54号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第54号令和3年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回山元町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前10時55分 閉会
